

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

1. 当社は、この約款及び第 41 条に基づくこの約款の細則（以下あわせて「約款等」といいます。）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借り受けるものとします。借受人は、第 6 条第 3 項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に約款等の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款等の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。

第 2 章 予約

第 2 条（予約の申込み）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、約款等に別段の定めがある場合を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

第 3 条（予約の変更）

1. 借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 4 条（予約の取消し等）

1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3. web 予約において当社からの予約確認メールが借受人から指示されたメールアドレスに返信できない場合や、借受人に電話連絡が取れない場合は、当社は、予約を取り消すことができるものとします。
4. 前 3 項の場合、借受人は、次のとおり予約取消手数料を当社に支払うものとします。

(ア) 借受開始日の 15 日前までの取り消し	無料
(イ) 借受開始日の 14 日前から 2 日前までの取り消し	貸渡料金の 50 パーセント相当額
(ウ) 借受開始日の前日の取り消し	貸渡料金の 80 パーセント相当額
(エ) 借受開始日当日の取り消し	貸渡料金の 100 パーセント相当額
5. 当社は、予約された条件でレンタカーを手配できない場合は、予約を断ることができるものとします。
6. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。

第 5 条（免 責）

1. 当社及び借受人は、予約の断りや取消し、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、前条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 3 章 貸渡し

第 6 条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第 7 条第 1 項若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第 9 条第 1 項に定める貸渡料金をクレジットカードにより支払うものとします。尚、当社が特に認めた場合は、他の方法により支払うことができるものとします。
3. 当社は、監督官庁の基本通達（注 1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第 12 条第 1 項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注 2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。
（注 1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第 138 号平成 7 年 6 月 13 日）の 2.（10）及び（11）のことをいいます。
（注 2）運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第 19 条別記様式第 14 の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

第 7 条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします。
（ア）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
（イ）酒気を帯びていると認められるとき。
（ウ）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
（エ）チャイルドシートがないにもかかわらず 6 才未満の幼児を同乗させるとき。
（オ）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
（カ）運転者が運転免許証を取得して 1 年以内のとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
（ア）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
（イ）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
（ウ）過去の貸渡しにおいて、第 15 条各号に掲げる行為があったとき。
（エ）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第 16 条第 6 項又は第 23 条第 1 項に掲げる事実があったとき。
（オ）過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
（カ）当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
（キ）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
（ク）別に明示する条件を満たしていないとき。
3. 前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱うものとします。

第 8 条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第 9 条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
（ア）基本料金
（イ）特別装備料
（ウ）ワンウェイ料金
（エ）配車引取料

(オ) その他の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第 2 条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。
4. 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

第 10 条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第 6 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 11 条（点検整備及び確認）

1. 当社は、道路運送車両法第 48 条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施しフル充電をしたレンタカーを貸し渡すものとします。
2. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3. 借受人又は運転者は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第 12 条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 当社は、レンタカーを引渡ししたときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯（電磁的記録による携帯を含みます。）しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第 4 章 使用

第 13 条（管理責任など）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。
3. 当社が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとします。

第 14 条（日常点検整備）

1. 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第 15 条（禁止行為）

1. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (ア) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (イ) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - (ウ) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

- (エ) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (オ) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (カ) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (キ) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (ク) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (ケ) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- (コ) レンタカーに土足で乗車すること。
- (サ) レンタカー内で喫煙すること。
- (12) ペット・動物の持ち込みやバーベキュー・焼き肉など、レンタカー内を汚したり匂いが着くような行為を行うこと。
- (シ) その他第 6 条第 1 項の借受条件に違反する行為をすること。

第 16 条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (ア) 放置違反金相当額
 - (イ) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (ウ) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
7. 借受人が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第 6 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

第 17 条（GPS 機能）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (ア) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (イ) 第 23 条第 1 項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 - (ウ) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 18 条（ドライブレコーダー）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - (ア) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - (イ) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - (ウ) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 5 章 返還

第 19 条（返還責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. レンタカー使用に係る燃料代・電気代については、借受人の負担とし、レンタカー返還の際は、燃料満タンまたはフル充電で当社に返還するものとします。
3. 借受人又は運転者が前 2 項の規定に違反したとき、または前項の給油の際に油種間違いをした場合は、借受人は、それにより当社に与えた損害（修理代、休車補償等）を賠償するものとします。
4. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第 20 条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、第 8 条の引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第 21 条（借受期間変更時の貸渡料金）

1. 借受人は、第 10 条第 1 項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第 22 条（返還場所等）

1. 借受人は、第 10 条第 1 項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人は、第 10 条第 1 項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

第 23 条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、レンタカーの返還のために必要と認められる合理的な措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や GPS 機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第 1 項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。
4. 第 1 項に該当することとなったときは、当社は、当該レンタカーの一時抹消登録の措置をとることがあるものとします。
5. 第 1 項に該当するレンタカーが発見された場合、当社は、当社の判断により、自ら当該レンタカーを引き取る場合があるものとします。この場合、レンタカー内の遺留品等について、当社は保管の責を負わないものとします。

第 6 章 故障、事故、盗難時の措置

第 24 条（故障発見時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第 25 条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (ア) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (イ) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (ウ) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (エ) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. 当社は、事故等発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
5. 当社は、必要があると認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第 26 条（盗難発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (ア) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (イ) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (ウ) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 27 条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、当社にて決定するものとします。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

1. 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当該損害が当社の責に帰する場合を除きます。
2. 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。
3. 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第29条（保険及び補償）

1. 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1) 対人補償 1名限度額無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。）
 - (2) 対物補償 1事故限度額無制限（免責金額0円）
 - (3) 車両補償 1事故限度額 円（免責金額0円）
 - (4) 搭乗者補償 1名限度額5,000万円搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行われる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害により、滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
4. 前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第30条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

第31条（同意解約）

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - （ア）道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - （イ）借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - （ウ）貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
 - （エ）当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - （オ）個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 前項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条（個人情報の管理）

1. 当社は、個人情報の管理に関して、個人情報保護法、関係する法令及びその他の指針等に則った内部規程を整備し、適切な安全管理措置を講じています。その具体的内容は主として以下の通りです。
 - （ア）基本方針の策定 「個人情報保護方針」を策定し、個人データの適正な取扱いの確保に努めています。
 - （イ）個人データの取扱いに係る規律の整備 個人データの取得、利用、保存、廃棄を行う場合の基本的な取扱方法を整備し、必要に応じて見直しています。
 - （ウ）組織的安全管理措置
 - ① 個人情報保護体制の明確化 個人情報保護のための組織を制定し、資源、役割、責任及び権限を明確にしています。
 - ② 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認しています。
 - ③ 漏えい等の事案に対応する体制の整備 漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制を整備しています。
 - ④ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検および監査部門による内部監査を実施しています。また年1回、トップマネジメントによる評価・見直しを行っています。
 - （エ）人的安全管理措置
 - ① 従業員との守秘義務契約 従業員に対し、守秘義務に関する事項を就業規則で定め、入社時および退職時には機密情報非開示に関する誓約書を交わしています。
 - ② 従業員に対しての教育訓練 従業員に対し、個人データの取扱いについて、定期的な教育訓練を行っています。
 - （オ）物理的安全管理措置
 - ① 個人データを取り扱う区域の管理 個人データを取り扱うエリアを明確化し、入退室においては入室許可書・入退室記録簿・ナンバーキー等での制御を行っています。
 - ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 個人データを取り扱う機器・電子媒体および書類等を、施錠できるキャビネット・書庫・事務室等に保管しています。
 - ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 持ち出し時に社内申請して記録の上、紛失・盗難に留意して運んでおります。
 - ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄 廃棄時に社内申請して記録の上、責任ある立場の者が物理的破壊やシュレッダー等で廃棄を行っています。
 - （カ）技術的安全管理措置
 - ① アクセス制御 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止しています。
 - ② アクセス者の識別と認証 ユーザーアカウント制御等により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業員を識別・認証しています。

- ③ 外部からの不正アクセス等の防止 外部ネットワークに接続するすべての PC においてセキュリティ対策ソフトウェアを導入した上で、自動更新機能の活用によりこれを最新状態として、外部からの不正アクセスを防止しています。
 - ④ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止 メール・オンラインストレージ等でのデータの送受信には、パスワードによる保護、ウイルスチェック等の措置を行っています。
- (キ) 委託先の管理 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者かどうか評価・選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

第 34 条（個人情報の第三者提供）

1. 当社は、借受人及び運転者の個人情報について、原則として、第三者に提供したり、共同利用しないものとします。
2. 前項に拘らず、当社は、以下の場合において、本人の同意の有無にかかわらず、関係先へ個人情報を提供いたします。
 - (ア) 法令・約款等に基づく場合
 - (イ) 人の生命・身体・財産を保護するため、本人の同意が得づらい場合
 - (ウ) 公衆衛生の向上や児童の健全育成のため、本人の同意が得づらい場合
 - (エ) 行政事務に協力する場合で、同意を得ることでその事務に支障が出る恐れがある場合
 - (オ) 第 32 条の利用目的の範囲内で個人情報の取扱いを外部に委託する場合

第 35 条（個人情報の本人への開示）

1. レンタカーの借受人または運転者が自身の個人情報に関して開示、訂正、利用の停止等を希望される場合は、別に定める「個人情報に関する依頼書」に必要事項を記載し、運転免許証の写等本人確認の書類を添付の上、個人情報事務局まで申し出るものとします。この場合、内容を確認の上、後日、当社の個人情報事務局より回答いたします。なお、開示 1 件当たり 1,000 円（実費相当分及び消費税分を含む）を徴収するものとします。

第 36 条（個人情報提供の任意性）

1. レンタカーの借受人または運転者が当社に対し、自身の個人情報を提供するか否かは任意ですが、提供しない場合においては、貸渡契約を締結できない恐れがあるものとします。

第 37 条（個人情報に関するその他事項）

1. 当社は、J I S Q 1 5 0 0 1 に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを確立しており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より「プライバシーマーク」を付与されております。その他ご不明な点は、個人情報事務局までお問い合わせ願います。

問合せ先：個人情報事務局

電話番号：076-221-6121

eメール：pmark@matsumura.co.jp

第 10 章 雑 則

第 38 条（相 殺）

1. 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 39 条（消費税）

1. 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

第 40 条（遅延損害金）

1. 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 3 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 41 条（細 則）

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第 42 条（重要事項の情報提供）

1. 当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。
2. 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第 43 条（約款等の掲示等）

1. 当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。
 - （ア）当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）
 - （イ）ウェブサイト等に見やすいように掲載
 - （ウ）書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示
 - （エ）また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 44 条（約款等の変更）

1. 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第 45 条（合意管轄裁判所）

1. この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって専属的な管轄裁判所とします。

附 則 本約款は、2023 年（令和 5 年）9 月 1 日から施行します。